

平成22年度 第2回倉敷市環境審議会

日時 平成22年 9月7日(火) 10:00～

場所 倉敷市役所 水道局3F大会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 次期倉敷市環境基本計画(素案)について

3 その他

4 閉 会

次期環境基本計画（骨子案）に対する修正事項

○P2

1【意見】

- ・もっと積極的な姿勢を示す節名にしてはどうか

【修正事項】

- ・「計画策定の目的（背景）」 ⇒ 「計画策定の意義と背景」へ変更

2【意見】

- ・説明文に、最初の「基本計画」という意味を強調してはどうか。
- ・社会情勢の変化等の具体的な例示を表示することがベター。

【修正事項】

- ・5行目に、「本市で最初の環境基本計画を策定」を追記。
- ・13行目以降に「持続可能な社会への転換が求められている」等の記述を追記。

○P3～4

1【意見】

- ・計画の役割についての説明文のうち、「基本的かつ総合的」「総合的かつ計画的」との表現があるが、条例は「総合的かつ長期的」となっている。
- ・説明文に「指針である」とされているが、「指針」でいいのか。現計画では「施策の基本的方向や目標、市・・・各主体の役割などを示すものです」とされ、また、条例では「大綱」「施策を推進するために必要な事項」とされている。

【修正事項】

- ・説明文を、条例に基づいて「総合的かつ長期的な目標・施策の大綱を示す」に修正
- ・「指針である」を「施策を計画的に推進するための方向性を定めたもの」に修正

2【意見】

- ・「3計画の位置付け」と題目があるが、「計画の役割」の後段に説明してはどうか。

【修正事項】

- ・「3計画の位置付け」の項目を削除し、「計画の役割」の後段（P4）に、説明文を「図」を表示

○P5

1【意見】

- ・「計画の範囲」が「自然環境：植生・・・」と読むことになり唐突である、表題を変更する、説明を入れるなどしたらどうか

【修正事項】

- ・表題を「計画の範囲」から「計画の対象範囲」に修正するとともに、説明文を追記

2【意見】

- ・（1）自然環境に「生物多様性」を入れてはどうか、（4）地球環境の「新エネルギー」を「新エネルギー導入」にしてはどうか。

【修正事項】

- ・（1）自然環境に「生物多様性」を追記、（4）地球環境の「新エネルギー」を「新エネルギー導入」に修正

○P8

1【意見】

- ・基本目標1の「環境保全と経済発展の・・・」とあるが、「環境と地域の社会経済の調和が・・・」に変更し、「・・・魅力的な景観を・・・」とあるが、「豊かな自然と魅力的な景観を・・・」としてはどうか。

【修正事項】

- ・基本目標1を「環境保全と経済発展のバランスが保たれ、魅力的な景観を有しているまち」から「環境と地域の社会経済の調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち」の変更

2【意見】

- ・基本目標4「市民一人ひとりが、地球環境に対する意識を持ち、行動するまち」は、基本目標5と似通っている。また、この基本目標は温室効果ガス削減、新エネルギー導入が焦点となっており、企業における圧倒的な温室効果ガス排出特性をもつ倉敷市の基本目標としては相応しくないと思う。「地球環境保全に対する高い意識をもち世界に貢献するまち」などが考えられるが。

【修正事項】

- ・基本目標4を「市民一人ひとりが、地球環境に対する意識を持ち、行動するまち」から「地球環境保全に対する高い意識をもち世界に貢献するまち」に変更。

○P9

1【意見】

- ・基本目標1の分野別目標4について、(経済対策)というタイトルは不自然ではないか、(環境と地域経済との調和)などが適切ではないか
- ・分野別目標4「環境に対応し・・・目指します」とあるが、「環境と共生する社会経済づくりをつうじて地域の活性化を目指します」などが良いのでは。

【修正事項】

- ・タイトルを(経済対策)から(環境と地域経済との調和)に変更
- ・分野別目標4を「環境に対応し、地域と共生した産業による地域経済の活性化を目指します」から「環境と共生する社会経済づくりをつうじて地域の活性化を目指します」に変更

2【意見】

- ・基本目標2の分野別目標2「良好な水環境を整備します」とあるが、美しい高梁川や瀬戸内海は保全することになるので、保全を追加したらどうか。
- ・基本目標2の分野別目標3の「安心と安らぎ」は基本目標1分野別目標2の「うるおいと安らぎ」が出ているが、「安らぎ」は緑化や自然などのアメニティーの概念に近いように思われるので、ここでは必要ないのでは。

【修正事項】

- ・分野別目標2の「良好な水環境を整備します」を「良好な水環境を保全・整備します」に変更
- ・分野別目標3の「安心と安らぎのある生活環境の実現に努めます」を「安心・安全な生活環境の実現に努めます」に変更

○P10

1【意見】

- ・基本目標4の分野別目標の表題(新エネルギー)は分かりにくいので「新エネルギー導入」ではどうか。

【修正事項】

- ・基本目標4の分野別目標の表題(新エネルギー)については、現在策定中の倉敷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)では、「再生可能エネルギー」で定義されているため、基本計画でも(再生可能エネルギーの導入)に変更。
- ・また、分野別目標も地球温暖化対策実行計画(区域施策編)との整合を図るため、実行計画に掲げられた取組方針に合わせ「地域特性を活かした再生可能エネルギーの積極的利用により、資源・エネルギー循環型の社会をめざします」に変更。

2【意見】

- ・基本目標5の分野別目標について、「・・・環境教育を充実します」「環境教育・環境学習を推進します」とあるが、基本目標に掲げる「行動するまち」が抜けている。

【修正事項】

- ・基本目標1の「次世代を担う子どもたちへの環境教育を充実します」を「次世代を担う子どもたちへの環境教育を充実し、行動できる人を育てます」に変更。
- ・基本目標2の「市民一人ひとりが、環境意識を持ち行動できるよう、環境教育・環境学習を推進します」を「環境教育・環境学習を推進し、環境意識をもち行動できる人を増やします」に変更。

○その他の項目

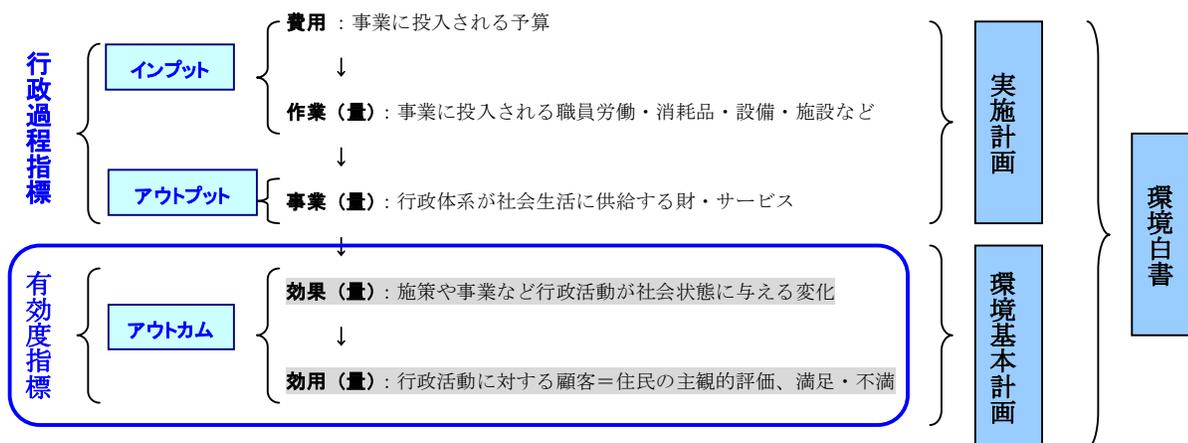
1 指標について

【意見】

主観的な指標が多いが、評価をする場合は、定量的な指標も含めて評価をする必要がある。

【事務局案】

環境基本計画には、有効度指標を中心に設定し、毎年度作成する**実施計画**で市の主要な事業を示すとともに、この2つを合わせて評価した結果を、毎年度**白書**として公表する。



倉敷市環境基本計画 2011

(素案)

倉 敷 市

平成23年〇月

目 次

第一章 基本的事項

- 1 計画策定の意義と背景 2
- 2 計画の役割 3
- 3 計画の対象範囲 5
- 4 計画の期間 5
- 5 計画の構成 6

第二章 目指すべき姿

- 1 望ましい環境像 8
- 2 基本目標 8
- 3 分野別目標 9
- 4 施策体系図 11

第三章 現状と課題

- 1 目標ごとの現状と課題 12

第四章 施策の方向性

- 1 目標ごとの施策の方向性 31

第五章 主体別環境配慮指針

- 1 主体別環境配慮指針の目的、役割
- 2 分野別目標ごとの配慮指針

第六章 計画の総合的な推進

- 1 計画の進行管理
- 2 各種計画との連携
- 3 計画の進捗状況の評価と公表
- 4 推進体制

次回提示

資料編

第 一 章
基 本 的 事 項

1 計画策定の意義と背景

本市では、平成11年12月に、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に「倉敷市環境基本条例」を制定し、この条例の基本理念の着実な実現に向け、平成12年2月に、地域の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に取り組むため、計画期間を平成22年度までの11年間とした、本市で最初の環境基本計画を策定しました。

その後、京都議定書の発効や法律改正、国の第三次環境基本計画の策定、船穂町及び真備町の合併による市域の拡大など、本市を取り巻く状況の変化に対応するため、平成19年3月に計画の改定を行い、今日まで環境施策推進にあたっての指針としての役割を担ってきました。

その間、地球温暖化問題が人類の生存に関わる脅威であるとし、未来の子どもたちへ地球環境を引き継いでいくために、今後の政策を示した地球温暖化対策基本法案の公表や、温室効果ガスを25%削減するための国民運動が展開されるなど、これまでの消費型の社会から枯渇性の資源やエネルギーに過度に依存しない、持続可能な社会への転換が求められています。

このような環境を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、前計画を全面的に見直しするとともに、計画策定市民委員会を設置し10年後の目標を設定するなど、市民ニーズを反映させた長期的な視点のもと、今後の施策の方向性を示す新たな環境基本計画を策定しました。

2 計画の役割

本計画は、倉敷市環境基本条例第3条に掲げる基本理念にのっとり、環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標・施策の大綱を示すとともに、市民及び事業者との協働により、施策を計画的に推進するための方向性を定めたものです。

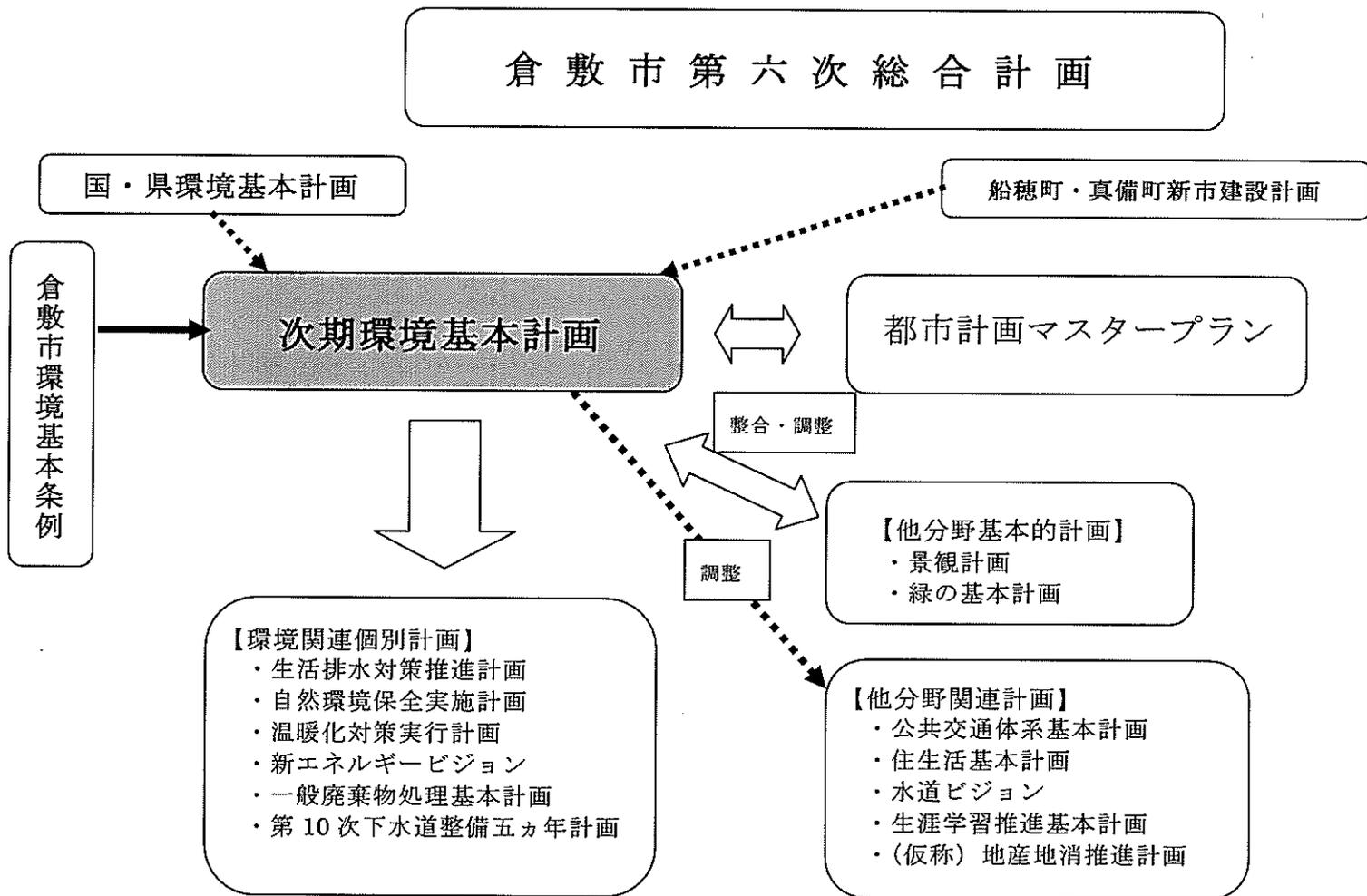
【倉敷市環境基本条例 第3条（基本理念）】

- 1 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識し、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、環境への負荷が少なく、人と自然との共生が確保されるとともに、持続的に発展することができる社会の実現を目指して、すべての者の参加の下に行われなければならない。
- 3 地球環境の保全が人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての者は、地域の環境保全を通じて地球環境の保全に貢献することを基本とし、環境の保全等を積極的に推進しなければならない。

また、倉敷市総合計画に掲げられたまちづくりの基本理念を、環境面から実現するための役割を担います。

各環境分野における基本目標・分野別目標や施策の方向性を明らかにし、個別計画や環境に関連する分野の施策等を実施するにあたっての基本となるものです。

【環境基本計画の位置づけ】



3 計画の対象範囲

計画の対象とする環境の範囲は、自然環境、生活環境、都市環境及び地球環境とします。

- (1) 自然環境・・・植生・植物、動物、生態系、生物多様性、ふれあい等
- (2) 生活環境・・・大気、水質、土壌、有害物質、廃棄物等
- (3) 都市環境・・・景観、歴史的町並み、緑化等
- (4) 地球環境・・・温暖化対策、新エネルギー導入等

4 計画の期間

計画期間等については、上位計画である総合計画との整合性を図る観点からも平成23年度～平成32年度までの10年間とします。

5 計画の構成

計画は次の章から構成されています。

第一章 「基本的事項」では、計画策定の目的、役割、位置付け、範囲、期間などを示しています。

第二章 「目指すべき姿」では、望ましい環境像と、その実現のための、5つの基本目標及び分野ごとの分野別目標を掲げています。

第三章 「現状と課題」では、分野ごとの現状と課題を示しています。

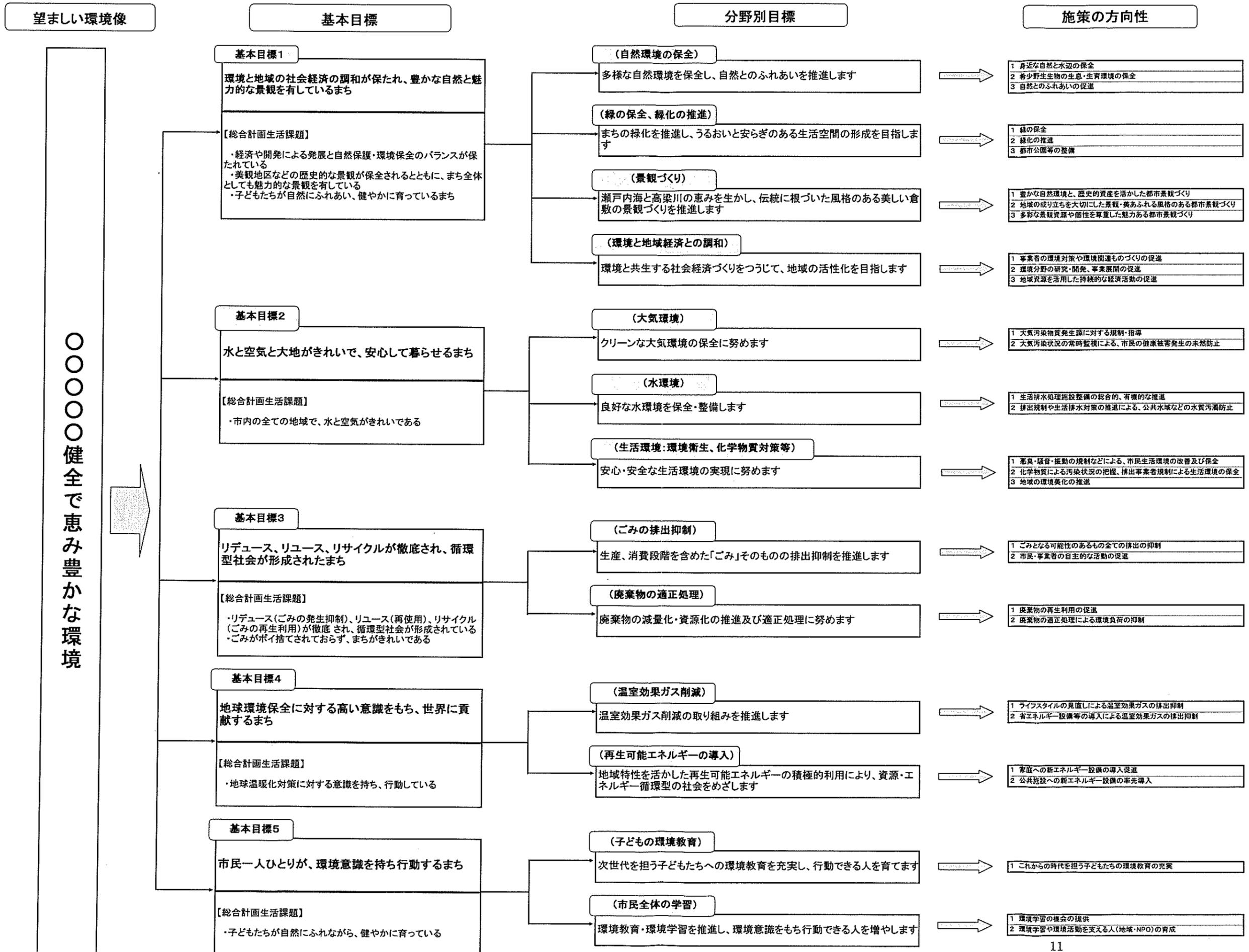
第四章 「施策の方向性」では、分野別目標ごとの基本方針と数値目標及び主要な施策を示しています。

第五章 「主体別環境配慮指針」では、市民、事業者が環境に配慮して取り組むべきガイドラインとなる指針を示しています。

第六章 「計画の総合的な推進」では、環境基本計画の進行管理と推進体制及び評価の方法等を示しています。

資料編 「倉敷市環境基本条例」や計画策定経緯などを掲載しています。

4 施策体系図



第二章
目指すべき姿

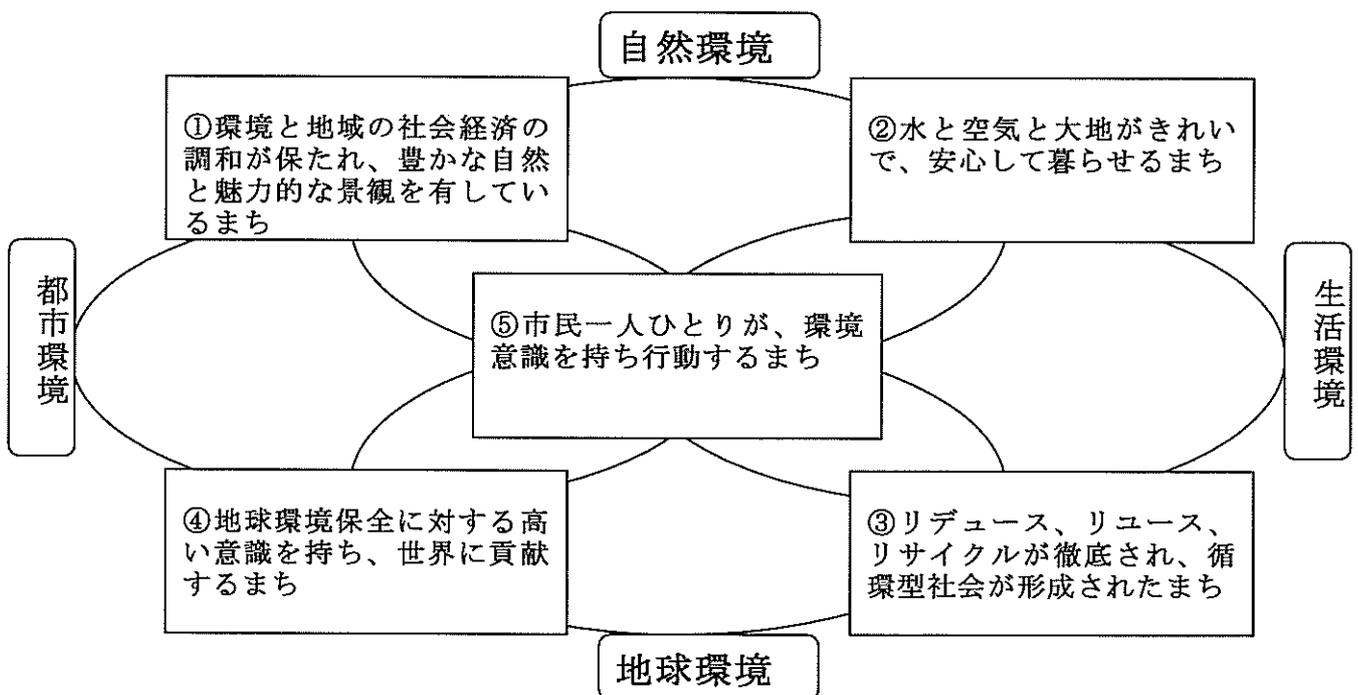
1 望ましい環境像

倉敷市環境基本条例の基本理念や、第六次総合計画に掲げられたまちづくりの基本理念「自然の恵みとひとの豊かさで個性きらめく倉敷」を環境面から実現するために、10年後の倉敷市の望ましい環境像を次のように定めます。

〇〇〇〇〇健全で恵み豊かな環境

2 基本目標

望ましい環境像「〇〇〇健全で恵み豊かな環境」を実現するために、総合計画の生活課題のうち、環境基本計画の範囲に入るものを整理して、次の5つの基本目標を設定しました。



3 分野別目標

5つの基本目標のもとに、環境分野ごとの目標を設定して、目標実現に向けての施策を展開します。

【基本目標1】

環境と地域の社会経済の調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

【分野別目標】

(自然環境の保全)

- 1 多様な自然環境を保全し、自然とのふれあいを推進します

(緑の保全、緑化の推進)

- 2 まちの緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します

(景観づくり)

- 3 瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します

(環境と地域経済との調和)

- 4 環境と共生する社会経済づくりをつうじて地域の活性化を目指します

【基本目標2】

水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち

【分野別目標】

(大気環境)

- 1 クリーンな大気環境の保全に努めます

(水環境)

- 2 良好な水環境を保全・整備します

(生活環境：環境衛生、化学物質対策等)

- 3 安心・安全な生活環境の実現に努めます

【基本目標 3】

リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形成されたまち

【分野別目標】

(ごみの排出抑制)

- 1 生産、消費段階を含めた「ごみ」そのものの排出抑制を推進します

(廃棄物の適正処理)

- 2 廃棄物の減量化・資源化の推進及び適正処理に努めます

【基本目標 4】

地球環境保全に対する高い意識をもち、世界に貢献するまち

【分野別目標】

(温室効果ガス削減)

- 1 温室効果ガス削減の取り組みを推進します

(再生可能エネルギーの導入)

- 2 地域特性を活かした再生可能エネルギーの積極的利用により、資源・エネルギー循環型の社会をめざします

【基本目標 5】

市民一人ひとりが、環境意識をもち行動するまち

【分野別目標】

(子どもの環境教育)

- 1 次世代を担う子どもたちへの環境教育を充実し、行動できる人を育てます

(市民全体の学習)

- 2 環境教育・環境学習を推進し、環境意識をもち行動できる人を増やします

第三章
現状と課題

【基本目標 1】

環境と地域の社会経済の調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

【現状と課題】

1 多様な自然環境を保全し、自然とのふれあいを推進します

本市は、高梁川兩岸に開けた広い平野部と北部から北西部に連なる丘陵地帯からなり、南は瀬戸内海に面し多種多様な恵み豊かな自然を有しています。その様な自然に支えられている都市環境にも、多くの動植物が生息しており、こうした豊かな自然環境は、私たちの生活に無くてはならない様々な恵みを与えてくれる貴重な財産です。

一方で自然環境は一度失われると、回復が不可能な場合も少なくはなく、回復が可能な場合も膨大な時間を必要とします。このため、自然環境の保全に努め、より良い姿で次世代に受け継いでいくことが重要です。

また、市内を流れる河川や用水路、ため池等の身近な水辺は、私たちに潤いと安らぎを与えてくれる貴重な空間であるとともに、多くの生き物の棲み場でもあります。生態系に配慮した整備を行うとともに、多くの人々が親しみやすい水辺空間の創造が求められています。

市内には多くの動植物が生息していますが、その中には、種の保存法の国内希少野生動植物や環境省のレッドデータブックで絶滅危惧ⅠA類に指定されている「スイゲンゼニタナゴ」・「イチモンジタナゴ」、絶滅危惧ⅠB類に指定されている「ダルマガエル」など全国的にも希少な種が含まれています。また、岡山県希少野生動植物保護条例の指定種である「ミズアオイ」については、岡山県内唯一の自生地が、倉敷市内に存在しています。

しかしながら、環境汚染や、社会経済構造の変化に伴う土地利用の変化、開発行為など人間活動の影響による自然環境への負荷の増大により、数多くの野生動植物が絶滅の危機に瀕しています。さらに、ヌートリアやブラックバスをはじめとする

外来生物による在来生物の被害、生息区域の侵食、外来生物と在来生物との交雑など、地域固有の生態系に被害をもたらすとともに、その地域の生物の多様性に対する大きな脅威となっています。

私たちのまち倉敷には、様々な自然環境があり、その中で多種多様な生き物が数多く生息しています。そして私たちもその生き物のひとつです。私たちの生活は、それら多くの生き物たちとのつながりが生み出す豊かな生物多様性の恵みのうえに成り立っています。

自然とふれあい、自然の恵みを感じ、自然を体験することは、私たちの生活が自然環境と密接な関わりがあることを認識するうえで重要なことです。特に、次世代を担う子どもたちに、自然とのふれあいを通じて、命のつながりや大切さ、自然の良さに気づき、環境に対する豊かな感性を育てることが重要です。

しかしながら、ライフスタイルの変化、自然とのかかわりや自然とのふれあいの減少などにより、私たちの生活が恵み豊かな環境のもとに成り立っていることを実感しにくくなっています。

このため、自然とのふれあいの場の整備や、それを持続可能な状態で活用していくために必要となる維持管理、そして、自然とかわる機会の創出やそれらを支えていく人材の充実が求められています。

2 まちの緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します。

本市には、国立公園に指定された瀬戸内海沿岸部をはじめ、市内には福山山系、大平山・種松山山系、由加山山系など多くの山地や丘陵地における樹林地や、里山や農地などの豊かな緑を有しています。この緑を保全するために、倉敷市民憲章の「自然を生かし、緑と花のあるきれいな環境をつくります」の理念に基づき、さまざまな施策を推進しています。

緑には、長い年月をかけて育んできた、大気の浄化、水源の涵養、土壌の保全、多種多様な生き物の生息場所などの、多面的な役割と機能があり、さらには、私たちにレクリエーションや自然とのふれあいの場を提供してくれるとともに、美しい

潤いのある都市景観にも寄与しています。しかし、一度失われると、元に戻すことは長い年月を要するとともに、非常に困難であります。

私たちは、緑の持つ意義を再認識し、積極的に緑の保全活動を行い、このかけがえのない財産を次世代に継承していくことが重要であります。

市街地の緑の空間は、丘陵地における樹林地、里山や農地、河川、公園、道路、さらには、工場や宅地の植栽など多岐にわたり、私たちの生活にうるおいと安らぎを与えてくれるとともに、環境保全、防災、良好な都市景観の形成などの機能を担っています。近年、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境保全のうえでも、緑の担う役割はますます重要となっています。

しかしながら、都市化の進展による市街地の拡大や開発により、水田を含め緑は減少傾向にあります。このため、公園や緑地の整備、道路及び公共施設の緑化と併せて、住宅や事業所での植栽など、民有地の緑化推進も非常に重要であります。今後、多様な機能を持つ緑の環境を維持し創出していくためには、行政、市民、事業者が連携し、それぞれの立場で緑化を推進していくことが必要です。

本市の都市計画区域内には、平成22年3月末現在で694箇所の都市公園があり、総面積にして380haで、市民一人当たり面積では8.1㎡となっています。これは、全国の整備水準9.6㎡/人の約84%、岡山県の整備水準14.1㎡/人の約57%となっています。

市街地での建築物の密集化や自然環境の減少が進む中で、都市公園の果たす役割はますます重要となってきます。

私たちの憩いと安らぎの場であるとともに、高齢化の進展や社会的背景の変化に伴う地域コミュニティ活動の場としての必要性、災害時におけるオープンスペースとしての重要性なども踏まえ、適切な配置や整備を行っていくことが必要です。

さらに、市街地において、多くの生き物たちが生息するとともに、私たちが自然に触れ合える環境を確保していくためにも、身近な都市公園において、多種多様な生き物が生息できる環境に配慮した整備を進めることも重要です。

3 瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します

倉敷市は、かつて、北は福山を主峰とする連山、南は児島の山に囲まれた大小の島々が点在する、瀬戸内海に面する内湾で、古くから海上交通の要衝として栄えてきました。

近世以降、高梁川の沖積作用と干拓事業により多くの島々が陸続きとなって漁村から農村へ移り変わり、明治以降は繊維産業を中心とする工業都市へ、そして戦後は水島コンビナートに代表される重化学工業都市として発展しています。

このような都市の性格が変貌する中、戦災をまぬがれた昔ながらの白壁の町屋や蔵が建ち並ぶ倉敷川沿いの町並みは、日本の旧き時代の面影を伝える心のふるさととして、市民や訪れる多くの人々に親しまれ、歴史都市としての印象が広く知られています。

この歴史的な町並みは、偶然に残ったものではなく、昭和 20 年代から、市民自らが文化的な遺産として後世に残そうと提唱し、なまこ壁の土蔵や民家を生かした町づくりとして、行政とともに実践してきたことによってはじめて守られてきたものです。

戦後の復興から高度成長の時代のなかにあっても、歴史的な町並みの保全活動の継承によって、日本が失いつつあった伝統的な風景を地域文化として、景観としての価値を失うことのないように地道に受け継いできています。この 400 年近くの歴史を持つ町並みの景観は、地域で脈々と受け継がれている先人の意思を受け留めた市民と行政が相互に理解・協力し、不断の努力をするなかで伝統美観保存の運動として推進されています。

時代の移り変わりの中、より新しいものを取り入れ、古くからの大切な原風景を守り育て、両者を融合させていくという取り組みが倉敷らしさの原点であり、こうした時代の積み重ねによる倉敷市の風格ある都市景観を、市民や多くの人々が誇りに思い、次代に受け継いでいくことが大切です。

4 環境と共生する社会経済づくりをつうじて、地域の活性化を目指します

私たちは、日常の生活や事業活動などを通じて、様々な側面から環境へ負荷を与え続けてきており、地球温暖化をはじめ、多くの環境問題の要因となっています。しかしながら、地球全体の負荷容量には限界があります。

このまま、社会経済活動のグローバル化や私たちのライフスタイルの変化が相俟って、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動を続けていけば、地球規模での環境問題の拡大や、多くの廃棄物がもたらす諸問題をはじめ、化学物質などが私たちや生態系へ与える悪影響などもさらに深刻化し、その影響は私たち自身の暮らしや、社会・経済活動の基盤を脅かすこととなります。

このような中、環境を守ることは私たちの生活や経済活動の基盤を守ることであり、環境保全の取り組みを進めることは、経済社会の持続的な発展のためには必要不可欠な取組であります。

国の環境基本計画においても「環境と経済、そして社会の統合的な向上を目指す」とされ、環境と経済の間に、環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することによって環境も良くなっていくような関係を築いていくことが重要であるとされています。

このため、社会の構成員である、市民、事業者、行政などがお互いに連携して、日常生活や事業活動から発生する環境への負荷を低減させるよう、個人、地域単位での具体的な取組が求められています。

こうした中、企業の環境意識は、以前にもまして高まってきており、法律等による規制への取組はもとより、環境保全を企業の社会的責任であると位置付け、環境技術の開発や環境投資など、企業経営における環境配慮が進んでいます。

しかし、中小の事業者などの中には、積極的に環境に配慮した行動をとろうとしても、具体的な行動について身近なところに十分な情報が無く、結果的に行動を起こすことができない場合もあり、有益な情報提供を行える体制整備が求められています。また、環境マネジメントシステムの国際的な規格であるISO14001は、

中小の事業者にとっては、人、時間、費用などの負担が大きいため、エコアクション21等の簡易な環境マネジメントシステムの普及促進を図り、あらゆる事業者に環境に配慮した取り組みを浸透させることも必要です。

今後、様々な環境問題を世界的に解決していく必要性から、省エネルギー・新エネルギーやリサイクル等の環境関連技術・産業の市場規模の拡大が見込まれており、このことは地域に根ざした環境と経済の好循環を生み出し、地域の環境保全と地域の雇用創出など地域の活性化につながります。このため、環境保全と地域経済の活性化を同時に進めていくためには、地域資源の的確な把握と地域の各主体の幅広い連携が重要となってきます。

【基本目標2】

水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち

【現状と課題】

1 クリーンな大気環境の保全に努めます

本市では、大気環境の状況を把握するため、市内25箇所に大気測定局を設置し、二酸化硫黄や窒素酸化物、光化学オキシダントなどの常時監視を行っています。大気汚染常時監視の測定結果における、それぞれの大気汚染物質の環境基準の達成状況は、次の表のとおりで、概ね環境基準は達成していますが、光化学オキシダントについては、すべての測定局で環境基準を達成していない状況にあります。

大気汚染常時監視結果における環境基準達成率の推移

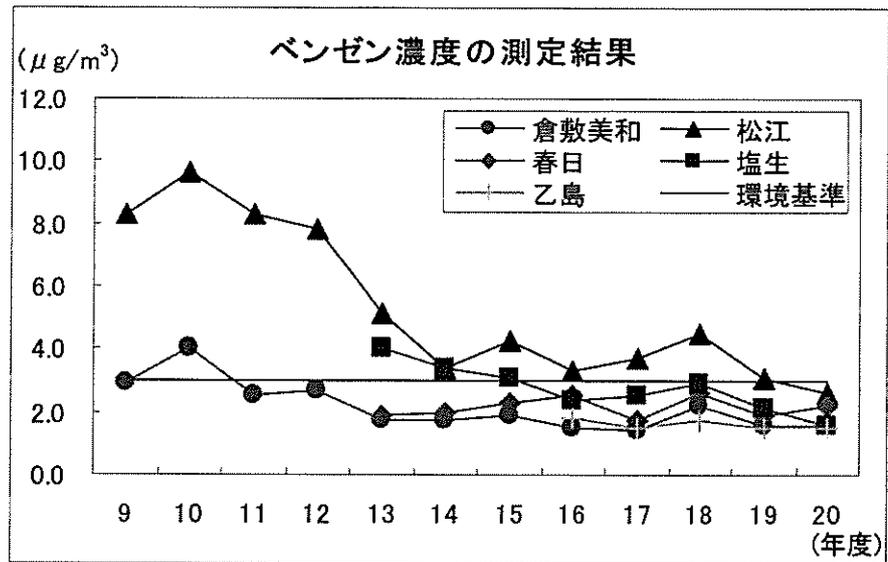
(単位:%)

大気汚染物質	測定局	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
二酸化硫黄	環境	100	100	100	100	100	100	100	94.4	100
二酸化窒素	環境	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	自排	100	100	100	100	100	100	100	100	100
浮遊	環境	78.6	92.9	21.4	92.9	85.7	100	14.3	14.3	100
粒子状物質	自排	33.3	100	0	100	100	100	0	100	100
光化学 オキシダント	環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自排	-	-	-	-	-	-	0	0	0
一酸化炭素	環境	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	自排	100	100	100	100	100	100	100	100	100

※ 環境:一般環境大気測定局、自排:自動車排出ガス測定局

ベンゼンなどの有害大気汚染物質は、市内5箇所で測定を行っています。平成9年度からの測定開始以降、ベンゼンについては、松江測定局において環境基準を超

過している状態が続いていましたが、平成20年度に初めて、すべての測定局で環境基準を達成しました。しかし、依然として高濃度の状況にあります。大気汚染は事業活



動や社会活動等のさまざまな活動に伴って排出される汚染物質によって大気が汚染される現象で、光化学オキシダントの原因物質は、窒素酸化物と炭化水素といわれ、これらは主に工場・事業場や自動車排出ガスから排出されています。また、ベンゼンも同様に工場・事業場や自動車排出ガスから排出されています。

また、平成21年度に実施した市民アンケートの調査では「自動車や工場などからの排気ガス等による空気が汚れている」と感じている人が約7割を占めています。

このような状況から、大気汚染を未然に防止し、市民の健康を守るためには、調査、監視体制の強化などを図るとともに、法令などに基づく工場、事業場への規制や指導の強化や排出抑制対策、自動車排出ガス対策の推進が課題となっています。

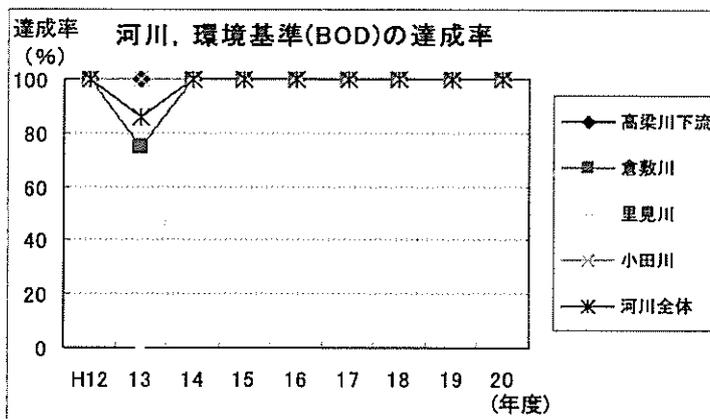
2 良好な水環境を保全・整備します

本市の主な河川としては、市域を二分して流れ瀬戸内海に流れ込む一級河川の高梁川、その高梁川の支流で真備地区を流れる小田川、児島湖に流入する倉敷川、郷内川、児島地区では小田川、下村川、玉島地区では里見川、船穂地区を流れ玉島港に注ぐ溜川などがあります。また、海域は水島港区、玉島港区、水島地先海域及び児島地先海域があります。

これら河川や海域などの公共用水域には環境基準が定められており、環境基準には、人の健康の保護に関する「健康項目」と生活環境の保全に関する「生活環境項目」があります。

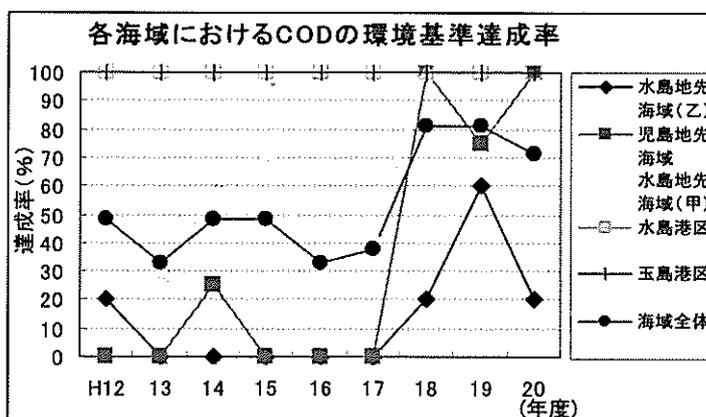
河川の水質汚濁状況について、生活環境項目のうち水質汚濁の代表的な指標であるBODの環境基準達成率は、次のグラフのとおり、全ての地点で環境基準達成の

状況が続いています。しかし、児島地区の河川については、工場の排水処理施設の整備等により、改善されてきているものの染色工場排水の影響を受け様々な色を呈することがあります。その他の小河川、水路でも生活排水や工場・事業場排水などによる汚濁が見られ、平成21年度に実施した市民アンケートの調査では「身近な河川などの水はきれい」と感じている人が約3割と低い値になっています。



場・事業場排水などによる汚濁が見られ、平成21年度に実施した市民アンケートの調査では「身近な河川などの水はきれい」と感じている人が約3割と低い値になっています。

海域については、生活環境項目のうち水質汚濁の代表的な指標であるCODの環境基準達成率は、次のグラフのとおり、年度により変化はありますが、海域全体では改善傾向がみられます。



瀬戸内海は汚濁が進行しやすく回復しにくいという閉鎖性の特徴があり、自然浄化能力を超える汚濁物質の流入が問題となります。

河川や海域の水質を改善するためには工場・事業場に対する規制や公共下水道整備などの生活排水対策による汚濁物質の削減に加え、川や海自身もつ自然の浄化機能を保全・回復する必要があります。

また、生活排水対策の普及啓発活動を行い、市民への水質浄化に対する適正な知識の普及を図り、市民一人ひとりの水質浄化に対する理解を深めることが必要となっています。

健康項目の環境基準は河川、海域において、すべての地点で達成していますが、

地下水については市内のいくつかの地点で揮発性有機性化合物について環境基準を超える地点が見られます。

地下水は一度汚染されるとその影響が長期にわたることから、監視、測定体制の充実などによる地下水汚染の防止や状況把握、また地下水汚染と密接な関係のある土壌汚染についても、新たな土壌汚染の発生を防止するとともに、土壌汚染対策法などの法令に基づき、土壌汚染の調査、対策を一層推進することが課題となっています。

3 安心・安全な生活環境の実現に努めます

静かで快適な環境は、快適で健全な生活を営むために重要な要素で、私たちは工場・事業場、自動車・鉄道、また、日常生活に起因する様々な音やにおいに接しながら生活をしています。

騒音・振動・悪臭は、直接人間の感覚を刺激することから感覚公害と呼ばれており、その主な発生源は工場・事業場、建設作業、交通機関などですが、近年は生活様式の多様化に伴い、これら発生源のみならず、家庭のクーラーの室外機やペットの鳴き声など日常生活に起因するものも問題となっています。

これらの多様な発生源への対策として、居住区域における騒音測定、自動車や新幹線・瀬戸大橋線からの騒音・振動測定を行うとともに、特定悪臭物質を発生させる工場や事業場への立入調査・測定を実施しています。さらに、安眠の妨げになる夜間の花火を規制するために、「倉敷市夜間花火規制条例」に基づき、公共の場所における夜間（午後10時から日の出まで）の花火を禁止しています。今後もこれらの取り組みとともに、日常生活に起因する騒音等に対しては広報等による普及啓発の推進が重要です。

近年、様々な産業活動や日常生活の中で多種多様な化学物質が使用され、私たちの生活に利便を提供していますが、一方、化学物質による影響や毒性が問題となっています。本市では大気や水、土壌の環境中におけるダイオキシン類の調査を行い、市内の汚染を把握するとともに、事業者に対して必要な規制・指導、監視等に取り組んでいます。今後は、化学物質やその環境リスクに対する不安に適切に対応す

るため、化学物質に関する正確な情報を市民・事業者・行政で共有しつつ相互に意思疎通を図るリスクコミュニケーションを推進する必要があります。

環境美化活動は、まちをきれいにするとともに地域コミュニティの形成に役立っています。本市では平成6年に、美しい快適な生活環境の保全と良好な都市環境の形成に資することを目的に「倉敷市環境美化条例」を定めており、全市一斉清掃など各地域で自主的かつ積極的な環境美化活動が行われています。また、不法投棄対策として、ボランティアによるパトロールや不法投棄監視員制度、不法投棄防止用監視カメラの導入などを行っています。

しかし、アンケート調査結果では、「ごみのポイ捨て等がなく、まちがきれいになっている」と感じている人の割合は約27%で、ごみのポイ捨てなど環境美化に対する満足度が低くなっています。

このため、今後も不法投棄対策や地域の環境美化活動を推進し、環境美化意識の高揚を図る必要があります。

【基本目標】

リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形成されたまち

【現状と課題】

1 生産、消費段階を含めた「ごみ」そのものの排出抑制を推進します

2 廃棄物の減量化・資源化の推進及び適正処理に努めます

大量生産・大量消費・大量廃棄をベースとして、経済活動が行われてきたことにより、多くの資源を用いて製品の流通が行われているのが現在の状況です。

ごみの排出を抑制し、リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形成されたまちを目指すには、ごみとなる可能性のある全ての排出を抑制する必要があります。

ごみ減量に関する課題としては、現状での一人一日当たりごみ総排出量は、平成18年度時点で1.23kg/人・日であり、類似都市の平均値（1.17kg/人・日）よりも若干排出量が多くなっています。

本市の排出されるごみの約8割を占める「燃やせるごみ」の約半分は生ごみで、非常に多くの水分を含んだものとなっています。

燃やせるごみを減量させるには、生ごみの減量対策が効果的であります。そのためには、食品残渣の減量、水切りの徹底、自家処理、堆肥化施設の利用等が課題となります。

また、燃やせるごみ中には、「紙類」「プラスチック類」などの「資源ごみ」が約4割も混入しています。再資源化を進めるには、一部地区での分別収集、資源化を実施している品目（ペットボトル・トレイなど）については、全市域での資源化実施に向けての検討が必要であるとともに分別の徹底について更なる広報や啓発および新たな資源化手法導入等もあわせて検討することが必要です。

分別の徹底による総排出量の抑制と再資源化を推進していくには、マイバッグ運動の推進によるレジ袋の削減や個別商品の過剰包装の削減など、市民一人ひと

りの心がけで進めていくことのできることに、事業者の努力により進めていくべきことの両面があります。

燃やせるごみ・資源ごみ以外のものとしては、不燃ごみ・粗大ごみ・埋立ごみ等があります。

処理方法としては、家電リサイクル法によりリサイクルが義務付けられているものや、法定の事業者により適正処理が義務付けられているものなど様々な方法があります。こういったごみの中には、適正な処理がなされないと地球環境に多大な負荷を与える恐れのあるものなどもあるため、適正処理がなされるよう普及啓発を行っていくと同時に、監視・パトロールの強化や罰則の適用等により不法投棄には厳正に対処し、廃棄物からの環境負荷の少ないまちを目指します。

【基本目標4】

地球環境保全に対する高い意識をもち、世界に貢献するまち

【現状と課題】

1 温室効果ガス削減の取り組みを推進します

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、私たちに豊かな生活をもたらす一方で、地球全体に深刻な環境問題を引き起こしています。

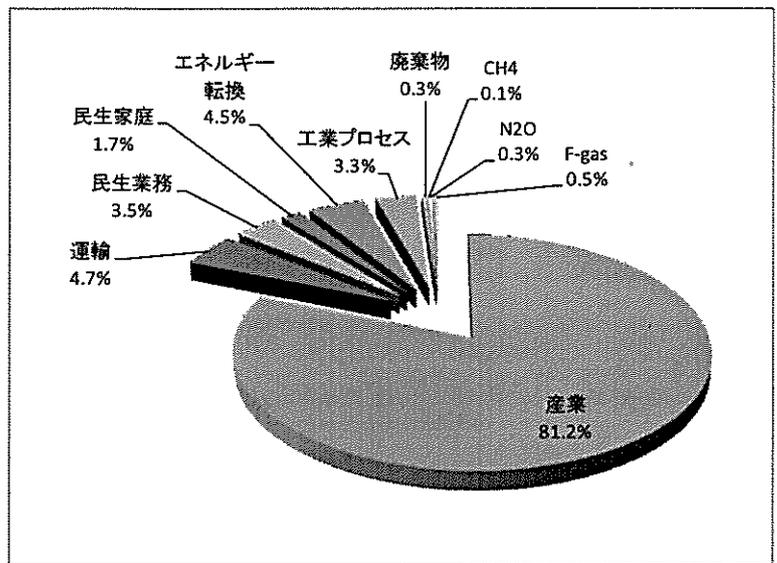
とりわけ、温室効果ガスの増加により引き起こされる地球温暖化問題は、電気やガス、ガソリンなど大量の化石燃料由来のエネルギーに依存している私たち一人ひとりの日常生活や、多くの化石燃料を使用することによって成り立っている事業活動が原因となっています。

本市では、温室効果ガスの削減を図るため、省エネルギーの推進や新エネルギーの普及拡大といった地球温暖化対策の必要性について啓発を行ってきています。市民の方の実感としては、『日常的に節電など省エネルギーを意識した取り組みを行っている』との間に対しては、『取組んでいる』と答えた人の割合が26.1%、『どちらかと言えば取組んでいる』と答えた人を合わせると80.8%と日常の省エネルギーの推進については、高い意識を持っていることが推測されます。

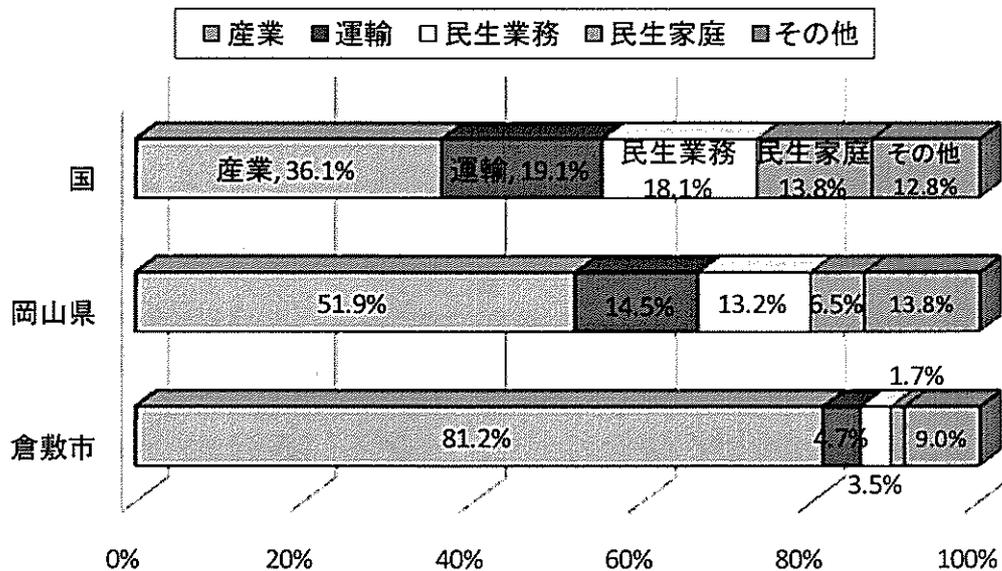
私たちの日常生活やその生活を支えている事業活動から排出される温室効果ガスを削減するためには、一人ひとりがライフスタイルの見直しを行い、無駄なエネルギー消費を少なくする省エネルギーの推進とともに、技術革新等によるエネルギー使用の高効率化や化石燃料に依存しないエネルギー源へ転換していくことが必要です。

倉敷市内から排出される温室効果ガスの総量は、平成19年度に約3,958万t-CO2となっており、内訳は別表に示されるとおりです。

排出源	排出量 (t-CO2)
CO2	39,231,589
産業部門	32,127,717
製造業	32,010,790
非製造業	116,928
運輸部門	1,847,444
民生部門	2,044,036
業務	1,382,506
家庭	661,530
エネルギー転換部門	1,794,456
工業プロセス部門	1,302,813
廃棄物部門	115,123
CH4	40,508
N2O	107,574
フロン等3ガス	197,078
温室効果ガス総排出量	39,576,749



39,576,749 t-CO2



水島地区にコンビナートを有する本市においては、産業部門からの排出量が81.2%と最も多く、運輸部門は4.7%、民生（業務・家庭）部門は5.2%と低く、全国的に見ても特殊な排出構造となっています。

このため、市域のみの割合を見た場合は、産業部門の一層の取組が効果的と考えられますが、1990年度に比べ産業部門は3%減、運輸部門は1%減に対して、民生部門は45%増となっているため、民生部門の積極的な取組が必要です。

特に本市は、都市機能を有した地域の核となる拠点が点在する多核型都市ですが、

各地区にアクセスする交通手段として、自動車利用の拡大からバス路線の廃止や減便が進行し、公共交通機関が十分でないという面があります。

このため、多くの市民・事業者が、自動車での移動を主としており、今後は、自動車の燃費向上、電気自動車をはじめとした次世代自動車の普及促進や、主要幹線道路における歩道・自転車道の整備、公共交通機関の整備など交通インフラの充実が課題です。

2 地域特性を活かした再生可能エネルギーの積極的利用により、資源・エネルギー循環型の社会をめざします。

本市は、日射量が多いという岡山県南の地域特性を活かした太陽エネルギーの利用を推進するため、住宅用太陽光発電システムの導入補助制度や公共施設への率先導入を行っています。

市民の方の実感としては、『自然エネルギーの利用など新エネルギーの推進ができています』と思うかという問に対して、『思う・どちらかと言えば思う』と答えた人の割合は 25.4%と低いのに対して、『思わない・どちらかと言えば思わない』と答えた人の割合は 70.1%でした。

新エネルギー設備である住宅用太陽光発電システムの導入は、補助制度により設置数が一定程度伸びているものの、平成 21 年度末現在で 3,852 件（中国経済産業局調べ）という状況であり、初期投資価格が高額であることから、多くの市民の方が感じているように、十分な普及とは言えない状況です。

今後の普及促進には、初期投資価格の低廉化や支援制度の拡充などが必要であると考えられます。

市も率先して、公共施設への新エネルギー設備の導入を行い、市民・事業者の方への普及啓発を図っていくことが重要です。

【基本目標】

市民一人ひとりが、環境意識をもち行動するまち

【現状と課題】

1 次世代を担う子どもたちへの環境教育を充実し、行動できる人を育てます

環境教育の重要性が高まる中、特に次世代を担う子どもたちへの環境教育は極めて重要な意義を有しています。

子どもたちが、環境について関心をもち、環境問題に対する理解を深め、環境保全のために必要な知識や実践するための態度を身につけられるよう、子どもたちの発達段階に応じて、あらゆる機会に環境についての理解と関心を深めることができるような、環境教育の推進が重要です。

本市の学校教育においては、環境問題を時代の進展に対応する教育の推進の一環として重点施策と位置づけ、理科や社会、道徳など関連の深い教科を通して様々な角度から環境教育に取り組んでいます。また、学校施設においても、学校・園の壁面緑化などを実施し、地球温暖化防止や自然の大切さを教える環境教育に活用しています。

さらに、少年自然の家での体験学習や、環境監視センター、クルクルセンター、自然史博物館などで自然観察会や各種体験会を実施しています。

また、子どもたちにとっては、地域の身近な問題や内容を取り上げ、身近な活動から学習を進めることも重要です。さらに、環境保全のための取り組みは、日常生活の中でも意識的に行っていくことが有効であり、家庭や地域が積極的に連携し、子どもたちの生活の中で環境学習ができるよう配慮することが必要です。

2 環境教育・環境学習を推進し、環境意識をもち行動できる人を増やします

地球温暖化や自然破壊など多岐にわたる地球規模での環境問題に適切に対応し、豊かな自然環境を守り、次世代に引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが環境問題に対して正しい知識をもち、日常生活や事業活動など身近なところから環境への負荷の少ない行動を実践していくことが大切です。

このため、本市では、自然環境、資源循環、地球環境等の分野において、市民の方の意識啓発・知識習得等のために、講演会や出前講座をはじめとし、公民館での環境学習、環境監視センター、クルクルセンター、自然史博物館などで自然観察会や各種体験会を実施するとともに、広報活動、各種啓発冊子の配布を行い、市全体で環境教育・環境学習の取り組みを行っています。

しかし、市民アンケートの結果、「環境学習を受ける機会が少ないと感じている」、また、「環境学習等を受けても日常生活の中で具体的な行動に結びついていない」と答えた人が多く見受けられるように、意図していた程の成果が得られていない状況にあります。

今後は、様々な主体との連携や協働により、多くの市民に環境教育・環境学習の機会を提供するとともに、知識の取得や理解にとどまらない自ら行動できる人材を育て、地域に活かしていく仕組みを構築していくことが重要です。

第四章

施策の方向性

【基本目標1】

環境と地域の社会経済の調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

1 多様な自然環境を保全し、自然とのふれあいを推進します

【基本方針】

私たちの生活は、直接的にも間接的にも多種多様な生きものが生息する自然環境とつながっており、そこから得られる多くの恩恵により支えられています。しかし、その一方で、私たちは日常生活の快適さを求め、多くの自然を壊してきました。

身近な自然の破壊が続き、生きものたちが姿を消してしまえば、生きものたちのつながりの中にある私たち自身も生きていくことが出来ません。私たちは、生物多様性の恵みによってはじめて暮らしていくことが出来るのです。

私たちは、次の世代にその恵みを将来にわたって享受できるよう、豊かな自然環境を保全していかなければなりません。

このため、身近な自然環境を守り、自然の再生に努め、地域の自然環境を豊かにしていくために、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図り、地域の特性に合わせて、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を体系的に保全するとともに、人と自然とのふれあいを確保・推進します。

設定指標

項目	現状値	目標値	
	平成21年度	5年後	10年後
多様な生き物が生息している自然環境が身近にあると感じている人の割合	32.5%	44.7%	56.4%
身近な自然を守る活動を行っている人の割合	49.4%	00.0%	00.0%
自然環境に配慮した工法により整備された、河川やため池、護岸等の工事件数	00.0件	00.0件	00.0件

【主要な施策】

1 身近な自然と水辺の保全

多くの生きものの生息場でもあり、私たちに潤いと安らぎを与えてくれる貴重な自然環境を確保するために、公共事業を実施する際は、積極的な環境配慮を行います。例えば、河川改修やため池などにおいては、水生生物の生息状況を十分に把握するとともに、多自然づくりの考え方や魚類などの生息環境に配慮した工法などを取り入れるなど、自然に配慮した水辺の保全と創造に努めます。また、地域の自然環境を考慮し、人々が憩い安全にやすらげる、親水性の高い水辺空間の整備を進めます。

2 希少野生生物の生息・生育環境の保全

次の世代へ、豊かな自然環境と恵みを享受するために、現存の自然環境については積極的に保全し、絶滅のおそれのある野生動植物は、その分布や生息状況などを把握するとともに、特定地域や生息環境の保全を行い種の保存に努めます。また、地域固有の生態系に被害をもたらす恐れのある特定外来生物に関しては、関係機関と連携して生息実態などの情報収集を行い、市民に対して情報提供や知識の普及に努めます。

さらに、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略を策定し、地域の自然的社会的条件に応じた、独自施策の展開に努めます。

3 自然とのふれあいの促進

自然とのふれあいを通じて、自然の豊かな恵みを実感すること、特に次世代を担う子どもたちに、地域の生きものとのふれあいを通して、命の大切さを伝えていくために、自然の恵みを感じ、体験し、日常生活や余暇活動などの様々な場面での自然との豊かなふれあいの場の整備と、自然とかわる機会の提供やそれらを支えていく人材の充実に努めます。

【関連個別計画】

倉敷市自然環境保全実施計画

【基本目標 1】

環境と地域の社会経済の調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

2 まちの緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します

【基本方針】

本市においては、良好な都市環境を形成するために、都市公園の整備や街路樹等の設置を進めてきました。既に整備しているところについては、維持管理を適切に行い、地域住民の憩いの場としてふさわしいうるおいと安らぎのある生活空間を保全していきます。

今後、まちの緑化を推進していくにあたっては、道路沿いの街路樹整備、河川・海岸・用水路周辺の都市公園整備を進めるとともに、利用されていない市有財産や私有の遊休地への緑化を図ることにより住空間の外側における緑化を推進していきます。

また、まちの緑化を推進し、緑地を保全するには、市街地の大半を占める個人住宅の庭をはじめとした民有地の緑地の保全・緑化の推進とともに、商業地や事業所内の緑地の保全・緑化の推進を図ることが重要です。

引き続き、地域住民や市民団体、事業者との連携によりうるおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します。

設定指標

項 目	現状値	目 標 値	
	平成 21 年度	5 年後	10 年後
公園や街路樹などの身近な緑に満足している人の割合	59.8%	00.0%	00.0%
庭木や生垣などの身近な緑化に努めている人の割合	50.3%	00.0%	00.0%
身近にくつろげる緑や水にあふれる場所があると感じている人の割合	43.6%	54.2%	65.7%

【主要な施策】

1 緑化の保全

自然との共生をはかるため、まちの緑を保全するとともに、市街地の周辺に位置する森林・農用地の緑や河川・海浜の緑を保全します。

また、現存する緑を活用して、探鳥コース・野鳥観察地等の設定や自然観察会の開催等を実施します。

個人や法人所有の緑が不要になった場合にはリサイクルできるよう配慮します。

2 緑化の推進

うるおいと安らぎのある生活空間を確保・創造するために、公共施設の屋上や壁面等の緑化を推進するとともに、市民主体の活動を支援することで、住宅等民有地や工場、事業所、遊休地等の緑化をはかり、緑であふれるまちづくりを目指します。

また、本市の緑化を計画的に推進するための基準として、「倉敷市緑の基本計画（平成28年～47年）」の策定時に緑化率の設定をおこないます。

3 都市公園等の整備

緑豊かで快適な都市空間と潤いのある生活環境を形成するために、公園緑地等の系統的配置を図ってまいります。

市民に身近な公園から多様なレクリエーションの要望に応える広域公園に至るまで、公園の規模・性格をふまえ、計画的に整備するとともに、整備後の適切な管理を行います。

【関連個別計画】

倉敷市緑の基本計画

【基本目標1】

環境と地域の社会経済の調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

3 瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します

【基本方針】

倉敷市は、瀬戸内のおだやかな風土と高梁川がもたらす豊かな大地に恵まれ、瀬戸内海国立公園の鷺羽山、王子が岳、由加山などわが国を代表する景勝地や、円通寺や由加神社、蓮台寺、熊野神社などの寺社や古代吉備ゆかりの遺跡などの地域の歴史を感じさせる文化遺産など多様な美しい景観が広がっています。

このような多様な歴史と自然が織りなす美しい景観は、倉敷市の魅力であり、今後も歴史的資産を活用するとともに、自然環境と調和した『都市美』を創出していくことが求められます。

こうした恵まれた地勢・風土を背景に、古くから人々が住む生活の舞台として、人々の暮らしとともに長い時間をかけて固有の歴史・文化が蓄積され、今日の倉敷市の都市景観が形成されています。

先人達が守り、育て、つくりあげてきたかけがえのない自然、歴史文化を継承するとともに、人々の五感、記憶を通じて、『ふるさと景観』として共感できる倉敷市の姿として将来に伝えていくことが大切です。

美しく優れた景観は、地域の個性を表現するとともに、快適な環境をつくり、市民生活に潤いを与え、私たちに都市への愛着や誇りを感じさせるものです。さらに、個性的な景観は都市全体のイメージを向上させ、都市の魅力を高め、地域社会の活性化にもつながっています。

今後さらに、地域の特性を活かした『固有の美』を尊重した生活環境の創造を目指し、風格のあるいきいきとした都市景観の形成に努めていきます。

また、地球温暖化等、地球環境問題への関心が高まる中、環境への負荷の軽減や

生態系への配慮など、低炭素・環境共生型の持続可能なまちづくりが求められています。

都市景観の形成においても、こうした将来に環境負荷を残さない持続的発展の可能なまちづくりに資するよう、自然環境に配慮しつつ、暮らしに優しい潤いのある緑豊かで快適な都市づくりを進めていきます。

設定指標

項 目	現状値	目 標 値	
	平成 21 年度	5 年後	10 年後
地域の個性や生活・文化を活かした景観づくりができていると思う人の割合	38.9%	0.00%	0.00%
歴史的な景観が保全されていると感じている人の割合	45.8%	54.4%	64.8%
身近な生活環境の中での眺め（景観）に満足している人の割合	51.8%	00.0%	00.0%

【主要な施策】

1 豊かな自然環境と、歴史的資産を活かした都市景観づくり

市街地周辺に広がる緑豊かで緩やかな丘陵地や瀬戸内海の島々、そして豊かな恵みの高梁川水系を背景に、古くから市民の生活・活動の場が形成され、自然環境と歴史的資産が調和した深みのある都市景観は、倉敷市の景観の基調をなすものであり、こうした自然景観やまちなみ景観を伝統的な地域の風景として継承し、将来にわたって、その価値を高めていくことが大切です。

倉敷市の美しいまちなみを保全・継承・発展させていくために、自然環境と歴史的資産が一体となった歴史都市にふさわしい都市景観の形成を目指します。

2 地域の成り立ちを大切にした景観・美あふれる風格のある都市景観づくり

市内の各所に残る史跡や遺産、歴史的な町並みなど、地域それぞれに歴史や文化を今に語り継ぐ多様な資源があり、まちの個性を形づくっています。こうした古くから継承されてきた資源を、現代の暮らしや活動のなかに引き継いでいくことで、生活の舞台である地域ごとにその自然や歴史・文化が息づくとともに、歴史・文化を背景とした固有の景観が生まれ、地域への愛着や誇りが醸成されます。

こうした地域ごとの個性を活かし、地域に根ざした歴史・文化の香りただよう風格ある景観まちづくりを進め、都市全体の魅力の向上につなげます。

3 多彩な景観資源や個性を尊重した魅力ある都市景観づくり

地域ごとの自然や歴史・文化を尊重するとともに、緑や水、建造物など、人々に親しまれている多彩な景観資源や、それによって醸し出される地域の個性を活かした都市景観の形成を目指します。

さらに、こうした資源や個性を引き立てながら、全体として景観的な秩序と調和を基調とした魅力ある都市景観づくりを進めます。

【関連個別計画】

倉敷市景観計画

【基本目標 1】

環境と地域の社会経済の調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

4 環境と共生する社会経済づくりをつうじて、地域の活性化を目指します

【基本方針】

本市には、各地域において「個性と魅力」を持った様々な産業資源があり、これら無限の可能性を持った地域資源が、今後の本市の産業を支えていきます。

今日、地球規模での環境対策が社会的要求となり、地域と産業が共生できる持続可能な社会の構築が求められている中、産業界には、環境に軸足をおいた経営が求められており、競争力強化の鍵は環境経営とも言われてきています。

こうした中、技術的イノベーションや低炭素型への構造転換などの事業者の取り組みと、その後押しを担う行政の施策を効果的に組み合わせることで、環境保全と産業・経済の持続的な発展を目指し、雇用の維持創出・地域経済の活性化を図っていきます。

また、生産から消費までの経済サイクルの中で、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で役割を分担し、大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルを変革し、事業者の環境保全を企業の社会的責任と位置付け、環境技術の開発や環境投資による環境配慮経営を促進していくことより、地域と産業が共生する持続可能な社会の実現を目指していきます。

設定指標

項目	現状値	目標値	
	平成 21 年度	5 年後	10 年後
エコアクション 2.1 認証・登録事業所の数			
地産地消を心がけている人の割合	32.1%	0.00%	0.00%
企業の新增設における事前協議に係る環境に配慮した計画の割合	100%	100%	100%

【主要な施策】

1 事業者の環境対策や環境関連のものづくりの促進

事業者のエコアクション21への積極的な取組みを呼びかけるとともに、温暖化防止活動実行計画（地域計画）や、クールらしき80を推進します。

また、事業者の環境に関する地域貢献活動（地域清掃、緑化、環境学習など）の促進を図ります。

さらに、消費者である市民による環境に配慮した消費活動を促進します。

2 環境分野の研究・開発，事業展開の促進

環境分野における産学及び企業間の情報交換や有用技術の共有を促進します。

新たな省エネルギー・新エネルギーやリサイクル等の環境関連技術や、環境配慮型製品（低炭素型、高付加価値型）の研究・開発，環境保全のための設備投資を支援します。

新たな環境産業の積極的な誘致に取り組むとともに、低炭素型・環境調和型への転換が行いやすい環境整備（事業者との連携組織による協議検討，課題解決等）を推進します。

3 地域資源を活用した持続的な経済活動の促進

すべての地域資源を有効に活用し，エネルギーも含めた地産地消の推進を検討するとともに，リサイクル事業へ参入しやすい環境整備（処分業許可の対象品目・範囲の拡大など），リサイクル製品の市場熟成支援（リサイクル製品が廃棄物排出源の产品生产に活用されるループの確立など）に取り組めます。

倉敷の「個性と魅力」の積極的な情報発信により，エコツーリズム・エコツアーの促進を図ります。

【基本目標2】

水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち

1 クリーンな大気環境の保全に努めます

【基本方針】

本市は、全国有数の石油化学コンビナートである水島臨海工業地帯を有し、昭和40年代にはこれらの企業からの大気汚染が深刻でしたが、各種公害関係法令の整備等により公害対策が進められ、大気汚染は全体的に改善されてきています。

しかし、近年、これまでの産業公害に、自動車の排出ガスなどによる生活に密着した都市・生活型公害が加わり、これらの影響も無視できなくなっています。

こうした複雑化し多様化している大気汚染に対して、大気環境の監視体制の充実・整備、法令などの基づく工場や事業場に対する規制や指導、公共交通機関の利用促進やアイドリングストップ運動等による自動車排出ガス対策などの確な対応を進めていく必要があります。

きれいな大気は、市民が安心して生活できる環境の実現に欠かせないものです。市民の健やかな暮らしに影響を及ぼすことがないように、大気汚染に係る環境基準が未達成な地域はその速やかな達成を、既に達成している地域はさらに良好な水準を目指すとともに、健康被害の未然防止の観点から、引き続き有害大気汚染物質対策に取り組みます。また、清浄な大気環境の保全に欠かせない緑を保全・育成することなどにより、クリーンな大気を実感できる環境の実現を目指します。

設定指標

項目	現状値	目標値	
	平成21年度	5年後	10年後
身近な空気がきれいに保たれていると感じる人の割合	40.9%	00.0%	00.0%
大気環境の基準値（1日平均値）を満たしている日数			
通勤通学や日常の移動手段として、自転車・徒歩・公共交通機関を利用している人の割合	50.3%	00.0%	00.0%

【主要な施策】

1 大気汚染物質発生源に対する規制・指導

大気汚染防止法や岡山県環境への負荷の低減に関する条例等に基づき、工場や事業場に立入検査を実施し、排出基準や総量規制基準の遵守の徹底を促すとともに、処理施設の改善や燃料・原料対策、揮発性有機化合物の削減対策についての指導を徹底します。

また、自動車公害対策として、市自らが率先して自動車使用の自粛を進めるとともに、マイカー利用の抑制、アイドリングストップ、エコドライブなど、市民や事業者に対する啓発に努め、また、低公害車の普及・促進のための施策を推進します。

2 大気汚染状況の常時監視による、市民の健康被害発生の未然防止

市内に設置された25ヶ所の一般大気測定局及び自動車排出ガス測定局により、地域の実情に応じた大気環境の測定、監視を実施し、インターネット等により情報提供を行い、市民の健康被害発生の未然防止に努めるとともに、大気汚染状況の変化に対応するため、測定局の適正配置の見直しを行います。

また、大気汚染物質のうち、光化学オキシダントは全ての測定局で環境基準を超過している状況であり、特に濃度が上昇しやすくなる夏期を中心に大気汚染防止対策期間として、光化学オキシダント汚染の未然防止に重点を置いた総合的な対策を実施します。

有害大気汚染物質についても、引き続き汚染状況を把握するための調査を実施します。

【基本目標2】

水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち

2 良好な水環境を保全・整備します

【基本方針】

水は雨や水蒸気、霧や川の流れ、海、生物の体内など、あらゆるところにいろいろな形で存在し、その自然の水循環から私たちは豊かな恵みを受けています。

本市を流れる高梁川は、水道水、農業用水や工業用水の水源として、また、瀬戸内海は豊富な魚介類の漁場として、私たちの生活を支える貴重な財産であるとともに、水遊びやホタル、魚など自然と親しめる憩いの場として、私たちに安らぎと潤いを与えてくれる水辺空間でもあります。

しかし、わたしたちの社会生活を通して、様々なところから出される排水は、河川や海などの水質汚濁の主な原因となっています。近年では、下水道の整備や処理方法の高度化、工場等の排水規制強化などの対策により、水質改善は進んでいますが、市内の全ての中小河川において、水質汚濁の状況が良好であるとは言えません。

きれいな水は、市民が安心して生活できる環境の実現に欠かせないものです。

このため、市民が健康で安心して生活できるよう、河川や海などの公共用水域や地下水の水質について、水質汚濁に係る環境基準の達成を目指し、水質、水量、水辺地及び水生生物を総合的に水環境としてとらえ、良好な水環境の整備に取り組みます。

また、土地利用における土壌汚染の未然防止に向けて、土壌汚染対策法や岡山県環境への負荷の低減に関する条例等などの適正な運用を図ります。

設定指標

項 目	現状値	目 標 値	
	平成 21 年度	5 年後	10 年後
日頃から水環境の改善を意識して行動している人の割合	78.1%	00.0%	00.0%
身近にくつろげる緑や水にあふれる場所があると感じている人の割合 ※再掲	43.6%	54.2%	65.7%
身近な河川・用水路がきれいで流れ豊かな水辺になっていると感じている人の割合	31.2%	00.0%	00.0%

【主要な施策】**1 生活排水処理施設整備の総合的、有機的な推進**

公共用水域の汚濁については、工場や事業場からの事業系排水や家庭から排出される生活排水が主な原因であり、その対策の推進を図ることが重要です。

このため、倉敷市生活排水対策推進計画や下水道整備五箇年計画に基づいて、順次、公共下水道の整備を行うとともに、地形や地縁性などの地域の特性に応じて、農業集落排水や合併処理浄化槽の効率的な整備を図ることで、総合的な生活排水対策を推進し、公共用水域への生活排水による水質汚濁負荷の低減に努めます。

2 排水規制や生活排水対策の推進による、公共水域などの水質汚濁防止

水環境の状況を把握するために、河川、海域及び地下水の水質監視を行うとともに、水質汚濁防止法や瀬戸内海環境保全特別措置法等に基づき、工場や事業場への立入検査を行うなど、排水監視の充実に努めます。

また、排水規制が適用されない小規模な工場・事業場に対しては、排水処理の適正化などによる汚濁負荷の削減について、指導を行います。また、各種イベントや環境学習、リーフレットの配布など、生活排水対策の啓発活動を積極的に行い、多くの市民や事業者の方の、水環境への理解と関心の向上に努めます。

土壌汚染については、土壌汚染対策法などに基づき、土壌汚染の未然防止、汚染状況の把握及び健全な土壌環境の維持を図ります。

【基本目標2】

水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち

3 安心・安全な生活環境の実現に努めます

【基本方針】

私たちは工場・事業場、自動車・鉄道、また、日常生活に起因する様々な音やにおいに接しながら生活をしています。

静かで快適な環境を確保するために、騒音規制法、振動規制法や悪臭防止法などにより対策を実施し、騒音・振動・悪臭等の低減を継続的に図っていきます。

近年、様々な産業活動や日常生活の中で多種多様な化学物質が使用され、私たちの生活に利便を提供していますが、一方、化学物質による影響や毒性が問題となっています。

今後、将来にわたって持続可能な社会を構築していくためには、化学物質の有害性による悪影響が生じないようにすることが必要です。事業者等に適正な化学物質の管理・使用を促進するとともに、P R T R法に基づき、使用実態等の情報を管理・提供していきます。また、市民の化学物質に対する不安解消のために、化学物質に関する正確な情報をわかり易く説明・提供するよう努めていきます。

また、清潔で快適な生活環境を目指し、ポイ捨てや不法投棄のないまちづくりを進めるとともに、メディアなどの活用や環境美化運動を支援し環境衛生意識の向上を図ります。

設定指標

項 目	現状値	目 標 値	
	平成 21 年度	5 年後	10 年後
ごみが無くまちがきれいに清掃されていると感じている人の割合	38.4%	00.0%	00.0%
環境の基準が守られ、心身ともに健康に暮らしていると思っている人の割合	54.4%	00.0%	00.0%
全市一斉ごみゼロキャンペーン時のポイ捨てごみの回収量			

【主要な施策】

1 悪臭・騒音・振動の規制などによる、市民生活環境の改善及び保全

居住区域における騒音測定、自動車や新幹線の騒音・振動の測定と合わせて、騒音や振動に関する関係法令に基づき、工場・事業場、建設作業等に対する監視・指導を実施します。また、工場・事業場等からの悪臭を抑制するため、悪臭防止法に基づき工場・事業場に対する規制・指導に努め、快適な生活環境の確保に努めます。

事業活動以外の日常生活から発生する生活騒音に対しては、出前講座やリーフレットの配布など啓発活動を積極的に行い、市民一人ひとりのマナーやモラルの向上を促進します。

2 化学物質による汚染状況の把握、排出事業者規制による、生活環境の保全

化学物質による汚染状況の把握のため、ダイオキシン類について、大気や水、土壌の環境調査を継続して行うとともに、発生源事業者に対して必要な規制・指導、監視等に努めます。

また、P R T R制度の運用の中で、確実な届出指導を通じて、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進させるとともに、市民・事業者・行政が情報の共有と相互理解を深め、化学物質による環境汚染を低減する取組を推進します。

3 地域の環境美化の推進

全市一斉ゴミ0（ゼロ）キャンペーンなど、市民や民間団体、事業者などによる自主的な美化・清掃活動を支援するとともに、「倉敷市環境美化条例」などによる散乱ゴミ対策を進め、地域の環境美化を推進します。また、不法投棄監視員によるパトロールの強化や、市民への啓発・指導を通じ、不法投棄やポイ捨てについての監視を強化し、不法投棄の未然防止と早期発見の体制強化を図ります。

【基本目標】

リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形成され
たまち

1 生産、消費段階を含めた「ごみ」そのものの排出抑制を推進します

【基本方針】

本市では、「環境最先端都市」として、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、廃棄物の減量化・資源化を推進するため、5 R (Refuse、Reduce、Reuse、Recycle、Regenerate) の実践がなされている社会の形成を目指します。

そのためには、排出段階ではもちろんのこと、生産・消費段階においても、資源の浪費を抑え、「ごみ」そのもの、つまり、ごみとなる可能性のあるもの全ての排出抑制を推進していきます。

設定指標

項 目	現状値	目 標 値	
	平成 21 年度	5 年後	10 年後
ごみの発生抑制に配慮した行動をしている人の割合	30.6%	00.0%	00.0%
家庭ごみの一人一日当たり排出量（資源ごみ除く）			
事業ごみの年間排出量			

【主要な施策】

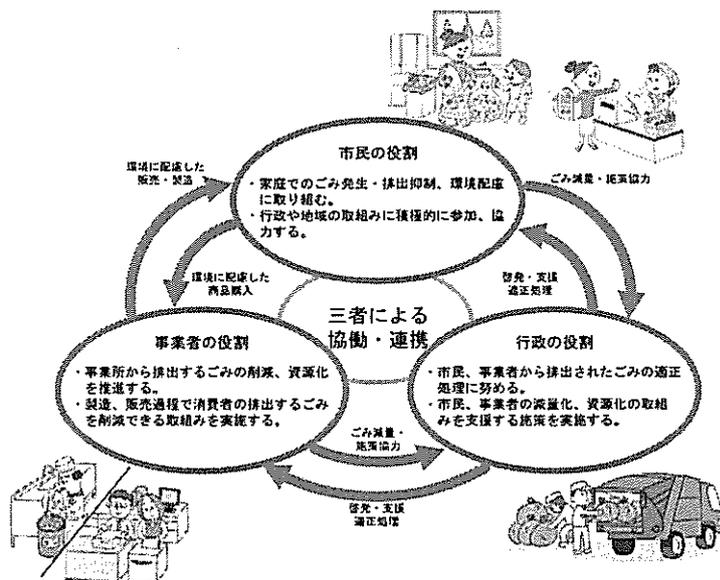
1 ごみとなる可能性のある全ての排出の抑制

ごみの排出抑制に向けて、従来から、ごみの発生を抑制（Reduce：リデュース）するとともに、積極的な再使用（Reuse：リユース）を行い、再使用が不可能なものは再生利用（Recycle：リサイクル）を行うなど、3Rの取り組みを進めてきました。

今後は3Rの取り組みをさらに発展させ、 unnecessaryなものを購入しない（Refuse：リフューズ）ことや、再生利用品を積極的に利用する（Regenerate：リジェネレート）ことの実施・推進を加えた5Rに取り組んでいくことで、排出段階ではもちろんのこと、生産、消費段階においても資源の浪費を抑え、「ごみ」そのものだけでなく、ごみとなる可能性のあるもの全ての排出を抑制することを目指します。

2 市民・事業者の自主的な活動の促進

市民・事業者が、基本理念や行動原則を自ら考え、ごみの排出抑制や再資源化に取り組むことを促進します。



【関連個別計画】

一般廃棄物処理基本計画 2009—2024

【基本目標】

リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形成され
 たまち

2 廃棄物の減量化・資源化の推進及び適正処理に努めます

【基本方針】

排出される廃棄物は、再生利用（マテリアルリサイクル）に努め、再生利用が不可能なものについては、焼却による熱回収を行ったうえでの減容化や最終処分などの適正処理を実施し、廃棄物が環境に与える負荷を可能な限り抑えます。また、効率的に廃棄物を処理することで、ごみ処理経費の節減に努めます。

地域の景観維持に向けた美化に努めるため、不法投棄を監視するパトロールを強化するとともに、違法行為には厳正な対応を行います。また、広報や事業者向けのパンフレットで適正な処理について協力を呼びかけ、市民や事業者の意識の向上を図り、不法投棄の予防に努めます。

設定指標

項 目	現状値	目 標 値	
	平成 21 年度	5 年後	10 年後
最終処分率（最終処分量÷ごみ総排出量）			
リサイクル率			

【主要な施策】**1 廃棄物の再生利用の促進**

廃棄物の再生利用を促進するためには、廃棄物の発生源となる市民・事業者の両者において、排出時に分別の徹底を図ることが重要であるとともに、再資源物の回収体制の整備が必要です。

排出抑制に関する施策として、市民向けに生ごみ処理容器購入費補助事業、生ごみ資源化事業、マイバッグ・マイ箸運動の推進等を行うとともに、事業者向けに、大型生ごみ処理機の導入補助制度の推進や一般廃棄物減量資源化計画書の提出の指導等により排出抑制に努めます。

また、廃棄物の再生利用の促進に関する施策として、分別徹底の推進、ごみステーションでの指導実施等の普及啓発と、空き缶つぶし機の貸出の拡大、ペットボトル回収の充実や常設リサイクルステーション設置の検討等の回収体制の整備を行います。

2 廃棄物の適正処理による環境負荷の抑制

医薬系廃棄物等の人体や環境に深刻な影響を及ぼす恐れのある廃棄物や、ブロックやタイヤをはじめとする適正な処理が困難な廃棄物について、確実に専門処理業者による処理を行うよう、適正な処理方法についての周知徹底を図っていきます。

地域の景観維持に向けた美化に努めるため、不法投棄を監視するパトロールを強化するとともに、違法行為には厳正に対応していきます。また、広報や事業者向けパンフレットで適正な処理について協力を呼びかけ、市民や事業者の意識の向上を図り、不法投棄の予防に努めます。

【関連個別計画】

一般廃棄物処理基本計画 2009－2024

【基本目標4】

地球環境保全に対する高い意識をもち、世界に貢献するまち

1 温室効果ガス削減の取り組みを推進します

【基本方針】

本市は、低炭素社会の形成を目指し、すべての市民・事業者・行政が自ら率先して省エネルギーの徹底や温室効果ガス排出の少ないエネルギーへのシフトを心がけ、市全体の温室効果ガス排出量を削減するよう努めます。

設定指標

項目	現状値	目標値	
	平成21年度	5年後	10年後
家庭で温暖化対策「グリーン暮らしエコアクション」に取り組んでいる人の割合	24.6%	38.6%	52.5%
温暖化対策「グリーン暮らしエコアクション」に取り組んでいる企業の割合	0.00%	0.00%	0.00%
<u>CO2削減目標値を最終的に追加</u>			

【主要な施策】

1 ライフスタイルの見直しによる温室効果ガスの排出の抑制

ライフスタイルの変化により、家庭の温室効果ガスの排出量は大幅な増加傾向にあります。

「グリーンくらしきエコアクション」の普及による、暮らしの中での省エネルギーへの取り組みや、公共交通機関や徒歩・自転車によるエコ移動等の推進を通じて、無駄のないエネルギー消費を心がけるよう、家庭の排出抑制を推進します。

2 省エネルギー設備等の導入による温室効果ガスの排出抑制

技術革新に伴い、エネルギー機器・設備1台あたりのエネルギー消費量は年々減少しています。

省エネルギー機器・設備の積極的な導入やエネルギー源のシフト等を推進し、市全体のエネルギー消費の抑制に努めます。

【関連個別計画】

倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

【基本目標】

地球環境保全に対する高い意識をもち、世界に貢献するまち

2 地域特性を活かした再生可能エネルギーの積極的利用により、資源・エネルギー循環型の社会をめざします

【基本方針】

年間を通じて晴天日に恵まれている本市の地域特性を活かして、太陽エネルギーの利用を推進します。

その他の新エネルギーについても、市民・事業者・行政それぞれが協力して利用促進に努めます。

設定指標

項目	現状値	目標値	
	平成 21 年度	5 年後	10 年後
住宅用太陽光発電システム設置件数			
公共施設の太陽光発電システム設置 kw 数			

【主要な施策】

1 家庭への新エネルギー設備の導入促進

民生家庭部門からの温室効果ガスの排出削減を図るため、支援制度や普及啓発などを通じて、積極的に住宅用太陽光発電システムの導入を推進していきます。

また、そのほかの新エネルギー設備についても、市民生活に適した設備の導入が進むように普及啓発を行っていきます。

2 公共施設への新エネルギー設備の率先導入

市の事務事業活動から排出される温室効果ガスの排出削減を目指すとともに、公共施設に太陽光発電システムをはじめとした新エネルギー設備を率先して導入し、新エネルギーの普及啓発に努めます。

【関連個別計画】

倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

（仮称）倉敷市地球温暖化防止活動実行計画（第3期）

【基本目標】

市民一人ひとりが、環境意識をもち行動するまち

1 次世代を担う子どもたちへの環境教育を充実し、行動できる人を育てます

【基本方針】

環境に配慮した行動を実践するためには、まず環境に対する関心をもつことが重要です。そのためには、感性豊かで、知識を吸収しやすい子どもの頃から、環境についての教育をしていくことが重要です。また、子どもの頃に、環境に配慮した生活習慣を身につけることにより、生涯にわたって環境に配慮した行動の実践が期待でき、次世代にその行動が引き継がれることが期待できます。

家庭、学校や地域は、子どもが基本的な生活習慣や社会規範を身につける場であり、そこで体験したり学んだことは、子どもの将来の考え方や行動に大きな影響を与えます。自然とのふれあいや日常生活を通して、豊かな感受性を育み、環境を守り大切にすることを育てることが期待されます。

家庭、学校、地域など多様な場で、それぞれの発達段階に応じた環境教育を推進し、また、これらの場が相互に連携した取り組みを行い、将来を担う子どもたちが環境に配慮した行動のよき実践者となるように、環境教育・環境学習の推進を目指します。

また、子どもたちの模範となるように大人や事業者も環境に対する理解を深め、実践していくことが重要です。

設定指標

項目	現状値	目標値	
	平成21年度	5年後	10年後
自然がかけがえの無い大切なものだと感じている子どもの割合	0.00%	00.0%	00.0%
「もったいない」意識をもち、物を大切にしている子どもの割合	0.00%	00.0%	00.0%
自然にふれる活動に参加している子どもの数			

【主要な施策】

1 これからの時代を担う子どもたちの環境教育の充実

環境を大切にし、より良い環境づくりや環境の保全に配慮した望ましい行動がとれる実践力を育成するため、学校、家庭及び地域と連携を図りながら、環境教育の充実に努めます。

子どもの発達段階に応じた環境学習プログラムづくりや本市の山、川、海の自然環境を活かした体験型学習プログラムづくりを進め、継続的に環境教育を推進できるよう努めます。

また、子どもたちが地域において、自主的に楽しく環境学習や環境保全活動を行えるよう「こどもエコクラブ」を育成・支援します。

さらに小中学校を対象とした出前講座などにより学校での環境教育を支援します。

【基本目標】

市民一人ひとりが、環境意識を持ち行動するまち

2 環境教育・環境学習を推進し、環境意識をもち行動できる人を増やします

【基本方針】

限りある資源や豊かな自然をわたしたちの子孫や次世代に引き継ぎ、持続可能な社会を形成するには、一人ひとりが自らの生活と環境との関わりについて理解を深め、環境を大切にする意識を育むとともに、知識の取得や理解にとどまらず、自ら行動できる人材を育成することが重要です。

そのため、これまでの環境学習の機会をさらに充実させるとともに、環境学習・環境活動を支える人（地域・NPO）の育成を図ることで、人間と環境との関わりについて正しい知識に立ち、自らが責任をもって、持続可能な社会づくりに主体的に参加できる人材を増やすことを目指します。

設定指標

項 目	現状値	目 標 値	
	平成 21 年度	5 年後	10 年後
「もったいない」意識を共有している社会が出来て いるともう人の割合	25.7%	00.0%	00.0%
環境学習等で学んだことを、日常生活の中で実践し ている人の割合	19.2%	00.0%	00.0%

【主要な施策】**1 環境学習の機会の提供**

環境教育を促進するために、子どもから大人まで多くの市民が身近なところで、環境学習や実践活動の場や機会が多様な形で存在するよう、これまでの、講演会、環境イベント、自然観察会、出前講座の拡充はもとより、公民館等の社会教育施設を地域での環境教育の場として、より一層の充実を図ることで、幅広い環境学習の場の提供に努めます。

さらに、環境監視センター、クルクルセンターなどの環境学習施設の整備・充実を図ります。

また、市民、民間団体、事業者、行政等の各主体が連携して、地域等で自主的な環境教育が実施できるように、環境に関する必要な情報が各主体に行き渡るよう、情報の収集及び提供に努めます。

2 環境学習や環境活動を支える人（地域・NPO）の育成

地域における環境活動を先導するコーディネーターや、市内の施設を活用した学習や自然体験を推進する指導者、ボランティアなど環境学習を支える人材の育成や活動支援に努めます。

また、市からの情報提供を充実させるとともに、地域や事業者が環境に関する取り組みや情報を共有しあうことができるネットワーク形成を目指します。

さらに、市職員や学校関係者などを対象とした環境学習に関する研修を推進します。

【関連個別計画】**倉敷市生涯学習推進基本計画**